

道路の破損等に対する原因者の費用負担について

国土交通省 道路局 路政課

路政課に配属されてからはや一年。少しずつ仕事にも慣れ、あわただしい生活を送ってる道子さん。今日は、1週間後に参加する会議の資料作りに励んでいます。

路朗 お疲れさま。来週は会議に参加する予定なんだっけ？

道子 そうなんです。それに向けて事前に質問が出ているので、回答を作成してるんです。

路朗 今回は何について質問されているんだい？

道子 今回は、「道路で事故が発生し、ガソリンが流出した場合に、事故を起こした人に費用負担をしてもらえるかどうか」という質問なんです。

路朗 なるほどね。この状況だと、どの条文が使えると思う？

道子 そうですね。道路法第58条が使えるのではないかと考えてます。

路朗 道路法第58条とは、何に関する条文なのかな？

道子 道路法第58条は「原因者負担金」に関する条文です。この条文においては、「道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。」と規定されていて、道路をガソリンで汚した場合にも、原因者負担金を負担させることができるのではないかと考えて。

路朗 うーん、そうだね。その場合には、まず、道路を汚すことが本条の適用を受けるかどうかの問題だけど、そもそも、本条が適用される「他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持」って何だろう？

道子 まず、「他の工事」とは、道路法上の道路に関する工事以外の工事をいい、「他の行為」とは、道

路を損傷し、もしくは汚損した行為又は道路の構造の現状を変更する必要を生ぜしめた行為のことをいいます。また、「他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持」とは、それらにより破損した道路を復旧する工事や、汚損した道路に係る通常の維持の程度を超えた特別な清掃行為などをいいます。

路郎 ということは、事故によるガソリン流出で道路を汚損した場合も、「他の行為により、必要を生じた道路の維持」にあたりと解釈するわけだね？

道子 はい。そのように解釈されると思います。

確かに、制定当時の道路法においては、原因者負担制度は、負担の原因となる行為が、道路を破損した行為又は道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為に限定され、道路を汚損した行為は該当せず、また、負担を課しうる工事が、道路の新設、改築又は修繕に関する工事に限られ、道路の維持が含まれていなかったんです。

しかし、オイル等の多量流出、荷くずれにより積荷が多量に散乱する等の事故が増加したため、昭和46年に当該規定を改正し、道路を損害した行為による道路に関する工事のみに限らず、道路を汚損した行為による道路の維持についても、行為者に対し原因者工事施行を命じ(第22条第1項)、当該原因行為者に対し原因者負担金を課することができる(第58条第1項)こととしました。

路郎 なるほどね。そういった経緯があって、原因者負担金制度に道路の維持を加えたんだね。だったら当然に、事故でガソリンを流出させた場合の清掃費用も原因者に負担させられると考えられるね。

道子 そうなんです。ただ、道路を汚損した行為による道路の維持とは、本制度が特別に私人に対して公用負担を課するものであることを考慮すると、通常の維持の程度をこえるものに限られると解されています。

路郎 そっか。よく調べてあるね。ところで、先ほどの説明の中で、道路法第22条に触れているけど、第58条とはどういう関係なんだい？

道子 道路法第22条とは、工事原因者に対する工事施行命令等に関する条文です。同条第1項では、道路管理者は、他の工事により必要を生じた道路に関する工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができるとされており、「他の行為」によって必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持について、工事又は維持の施行命令を出せるという規定です。

路郎 ということは、道路法第22条も第58条も適用できる状況は似ているということだね。では、一体何が違うんだい？

道子 道路法第22条は工事又は維持を原因者が行い、道路法第58条は道路管理者が工事を行った上で、

その費用を原因者に負担させるという違いがあります。

また、原因者に対して原因者工事の施行命令を出すことができるのは、原因者が当該工事を施行しても道路管理に支障のない場合に限られているんです。道路管理に支障があつて施行命令を出すことができず、道路管理者が自ら原因者工事を施行した場合には、道路管理者は道路法第58条の規定により、工事に要した費用を原因者に負担させることができることになっています。

路朗 なるほどね。費用を負担させる場合には、何か制限があるんだっけ？

道子 そうですね。費用を負担させる場合にも、「その必要を生じた限度において」と規定されているので、他の工事等によって必要を生じた道路に関する工事を施行する場合に、道路の改良を伴うような場合には、超過分は、道路管理者が負担することになります。

路朗 そういうことなんだね。よく調べてあるじゃないか。これで会議の質疑応答もばっちりだね。

道子 まだまだ勉強しないとイケないことは、たくさんありますよ。あと1週間で、何とかできるよう頑張ります！

路朗 そうだね。頑張ってるね！

そうやって、道子は再び六法を開くのであった。

【参照条文】

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川工事（以下「河川工事」という。）であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。

（原因者負担金）

第五十八條 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八條の規定は、適用しない。